

③土地差別事件

土地差別事件とは 不動産の取引や購入、賃貸、物色などにあたって、その物件と部落との関係を尋ねたり、調べたり、教えたりする行為。近年、滋賀県、長野県、神奈川県、東京都、大阪府等で発覚している。大阪府では、役所への問い合わせなど大阪府が把握しているだけでもこの一〇年間に九〇件に及ぶ土地差別事件が発覚している。

大阪府で、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査するマーケティングリサーチ会社（大阪市内）が、部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたことが明らかになった。差別的な報告書を作成していたのは東京に本社のあるマーケティングリサーチ会社の大阪事業所。不動産の新聞折り込み広告をつくる広告代理店やマンションのディベロッパー（開発業者）などから依頼を受けて、建設予定地周辺の地域評価や価格の動向などを調査。報告書にまとめる際、「地域性」などの項目として、「同和問題に関わってくる地域」「指定地域」「解放会館などが目立ち敬遠されるエリア」「地域の名前だけで敬遠する人が多い」などの表現を用いて部落の所在を報告していた。

府連が独自に入手した報告書には、▽大阪市内の部落を地図上で示し、「一部問題がある地域（〇〇1ー2丁目）」として周辺で最も低い評価をつけているもの（〇〇は実際の地名）▽府内の部落の地名をあげ、「具体的には〇〇町で、旧〇〇部落があり、市営改良住宅化されている。解放会館などアイテムも揃っている」として部落であることを強調しているもの▽行政による同和地区指定のない、いわゆる未指定部落にも「要注意地区」として低評価をつけているもの、などがある。また府内のある市では全校区を調査のうえ「率直に同和問題に関わってくる地域」などとして、部落を含む校区に低評価をつけているものもある。

二〇〇七年一月に大阪府に情報提供があり、府は個人情報保護条例に基づいて調査を開始。同和地区かどうかという情報は個人情報のなかでも極めて慎重に取り扱うべき情報（センシティブ情報）であり、また資料のなかに差別表現が含まれていることから、差別意識を助長するおそれがあるとして同社から事情聴取。同社は事実を認めて府の指導にしたがい、問題表現のあるデータを消去するとともに、府に改善報告書を提出し、反省と再発防止に向けた取り組みを約束している。府連にも同様の情報提供があり、府連は独自に資料を入手。〇八年十一月に同社との確認会を持つとともに、同社の調査員からの聞き取り調査を実施。そこでも同社は事実を認めて謝罪し、全容の解明に向けて協力していくことを約束した。

これまでの調査で、同社では依頼があると調査員が実際に現地に出向き、周辺の宅建業者などからの聞き取りで同和地区の所在地を確認。集められた所在地情報は会社で共有され、報告書は社内の誰もが閲覧できる状況になっていた。さらに依頼主からの電話での同和地区かどうかの問い合わせに答えるなど、部落の所在地情報は報告書以外にも使われていた、などが明らかになっている。

府連ではアイビー・リック事件にも匹敵する極めて悪質な土地差別事件であるとして執行部を中心に闘争本部を設置。今後、同社からさらに聞き取り調査を進めるとともに、差別的な報告書を受け取っていた

クライアントに対する取り組み、業界団体に対する取り組みなどを展開する。